

○南関町保育料助成金交付要綱

令和元年10月1日告示第42号

南関町保育料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、未移行幼稚園及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）に児童を通所させている保護者に対して、保育料助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、保護者の負担を軽減し、子育て支援を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する教育・保育施設をいう。
- (2) 特定地域型保育事業所 法第29条第3項第1号に規定する事業所をいう。
- (3) 未移行幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園であって、法附則第7条ただし書の別段の申出をし、かつ法第31条第1項の規定による市町村長が行う確認を受けていない幼稚園をいう。
- (4) 認可外保育施設 法第59条の2第1項の規定により都道府県知事に届出をした施設をいう。
- (5) 保育料 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所においては、南関町子ども・子育て支援法施行規則（平成27年規則第12号）第16条に定める利用者負担額及び当該施設が提供する副食に係る費用、未移行幼稚園及び認可外保育施設においては、施設を利用する場合の月額保育料及び当該施設が提供する副食に係る費用をいう。
- (6) 児童 町内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による届出をしているもので、保育所等に在籍する者をいう。
- (7) 保護者 児童と同一の世帯に属し保育料を納入する義務を負っている者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、第11条第1項に規定する助成金交付時期において、保育料及び町税等の滞納がない保護者とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、保護者が負担した当該年度分保育料の2分の1の金額とし、その額に1円未満の端数がある場合は切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする保護者は、町長に対して南関町保育料助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号から第4号までに規定する施設の施設長（以下「施設長」という。）が発行する保育料徴収額証明書（様式第1号の2）
- (2) 世帯の町税等の納税証明書
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 申請時期は、やむを得ない場合を除き、退所する日の属する月（以下「退所月」という。）の初日から退所する日までとする。ただし、退所月が3月のときは、退所月の初日から20日までとする。

(審査等)

第6条 町長は、前条の申請を受理するに当って、保護者に対し助成金交付のための審査に必要な書類の提出を求めることができる。

(助成金の交付決定)

第7条 町長は、第5条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認められるときは助成金の交付を決定し、当該保護者に対し南関町保育料助成金交付決定通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

2 前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認められないときは、南関町保育料助成金交付申請・請求却下決定通知書(様式第3号。以下「却下通知書」という。)により保護者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 交付決定を受けた保護者は、申請した内容に変更があったときは、南関町保育料助成金交付(決定)内容変更届(様式第4号)により、速やかに町長に届け出なければならない。

(交付の取消し等)

第9条 町長は、前条に基づく届出により、助成金の交付について変更、取消しの決定をしたときは、南関町保育料助成金交付変更・取消し通知書(様式第5号)により保護者に通知するものとする。

(助成金の交付請求等)

第10条 交付決定を受けた保護者は、やむを得ない場合を除き、退所月の翌月15日までに南関町保育料助成金交付請求書(様式第6号)により請求しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 町長は、前条の請求があったときは、保育料納入実績等を審査のうえ、適当と認めたときは、保護者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により助成金を交付するものとする。

2 町長は、審査により、請求が不相当と認めたときは、却下通知書により保護者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

南関町長 様

申請者 住所
 (保護者) 氏名 印
 電話番号

南関町保育料助成金交付申請書

南関町保育料助成金交付要綱第5条の規定による助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

交付の可否決定に当たって、町が関係機関に町税等の納入状況の確認調査を行うことに同意します。

児童氏名 (生年月日)	施設名	保育料年間総額
(年 月 日)		円 (うち幼児教育・保育無償化対象額 円)
(年 月 日)		円 (うち幼児教育・保育無償化対象額 円)
(年 月 日)		円 (うち幼児教育・保育無償化対象額 円)
合計		円・・・(A) (幼児教育・保育無償化対象額がある場合は、これを除いた額)
助成申請額	(A) × 1 / 2 = 円	

※ (A) × 1 / 2 の額に1円未満の端数がある場合は切り捨てる。

(添付書類)

- ・施設の施設長が発行する保育料徴収額証明書
- ・世帯の町税等の納税証明書

様式第1号の2 (第5条関係)

保育料徴収額証明書

年 月 日

南関町長 様

所在地

施設名

施設長名

印

当施設の保育料徴収額を次のとおり証明します。

児童氏名							
年月分	利用者負担額 (保育料)	副食費	利用者負担額 (保育料)	副食費	利用者負担額 (保育料)	副食費	
	徴収額	徴収額	徴収額	徴収額	徴収額	徴収額	
年	4月分	円	円	円	円	円	
	5月分	円	円	円	円	円	
	6月分	円	円	円	円	円	
	7月分	円	円	円	円	円	
	8月分	円	円	円	円	円	
	9月分	円	円	円	円	円	
	10月分	円	円	円	円	円	
	11月分	円	円	円	円	円	
	12月分	円	円	円	円	円	
年	1月分	円	円	円	円	円	
	2月分	円	円	円	円	円	
	3月分	円	円	円	円	円	
小計		円	円	円	円	円	
児童ごと計		円		円		円	

様

南関町長 印

南関町保育料助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった南関町保育料助成金については、下記のとおり決定しましたので、南関町保育料助成金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定

(1) 交付決定額 円

(2) 対象児童

(3) 保育所等名

※交付の条件

決定内容に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。

第 号
年 月 日

様

南関町長

印

南関町保育料助成金交付申請・請求却下決定通知書

年 月 日付で申請（請求）のあった南関町保育料助成金については、下記のとおり却下しますので、南関町保育料助成金交付要綱第7条（第11条）第2項の規定により通知します。

記

- 1 児童名
- 2 保育所等名
- 3 却下の理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日から起算して、3か月以内に南関町長に対して審査請求をすることができます。

南関町長 様

申請者 住所
(保護者) 氏名 印
電話番号

南関町保育料助成金交付 (決定) 内容変更届

年 月 日付け南関町指令第 号で決定のあった南関町保育料助成金につきまして、南関町保育料助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更内容

項目	変更前	変更後
保護者の住所又は氏名 (児童含む)		
保育料額 (年間)		
助成申請額		
保育所等		
その他の変更事項 ()		

年 月 日

様

南関町長 印

南関町保育料助成金交付変更・取消し通知書

年 月 日付け南関町指令第 号で決定した南関町保育料助成金については、南関町保育料助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 通知事由 交付決定内容の変更 交付決定の取消し
- 2 児童名
- 3 保育所等名
- 4 変更内容
- 5 取消しの理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日から起算して、3か月以内に南関町長に対して審査請求をすることができます。

年 月 日

南関町長 様

請求者 住所
 (保護者) 氏名 印
 電話番号

南関町保育料助成金交付請求書

年 月 日付け南関町指令第 号で交付決定のあった南関町保育料助成金について、南関町保育料助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 児童名
- 3 保育所等名
- 4 口座振込先

保育料助成金振込金融機関	振込先	銀行 農協	支店 支所
	預金口座	預金の種類	
		1 普通	2 当座
	ゆうちょ銀行の場合 ※要記号・番号	記号	番号
口座名義人	フリガナ 氏名		

(注) 振込口座については、原則として請求者と同一名義人の口座をご記入ください。

請求者と異なる名義人の口座への振込みを希望される場合は、委任状を提出してください。